

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号

186

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

食品衛生申請等システムの機能の見直し

提案団体

埼玉県、青森県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

食品等事業者の管理のため、地方公共団体において、「食品衛生申請等システム（以下、本システム）」と、地方公共団体が独自に構築しているシステムで二重管理することが実質的に義務付けられている現状を見直すこと。

例えば、本システムの機能を拡充することや、本システムと地方公共団体が独自に構築しているシステムの自動連携機能を設けることなどが想定される。

その際、さらなる利便性向上のため事業者等と行政がオンラインで双方向でやり取り（報告・通知等）ができる機能を本システムに付加すること。

また、本システムの操作手順が過多で非効率であるため、見直すこと。

具体的な支障事例

令和3年度から、厚生労働省において食品等事業者による営業の申請及び届出手続の効率化を主たる目的として、「食品衛生申請等システム（以下、本システム）」の本格運用が開始された。

本システムの稼働により、従来、事業者が、営業施設を所管する保健所の窓口で手続きをする必要のあった営業許可等の申請・届出手続について、オンラインで行うことが可能とされているが、本システムは、事業者による申請及び届出行為を主たる目的として設計されているため、地方公共団体が事業者の管理に際して必要な、施設台帳記録や監視指導に係る記録、食中毒調査記録、収去検査実績等に関する機能が設けられていない。

そのため、当県を含む多くの地方公共団体では、本システムの運用後も、独自システムにより継続的に事業者管理を行う必要があり、システムの二重管理が実質的に義務付けられている。

さらに、従来どおり、保健所窓口への書面での申請・届出も可能とされていることから事業者から書面で申請・届出された場合は、その内容を保健所職員が本システムに入力しなければならないなど、多大な業務負担が生じている。

また、本システムには、手数料の決済機能も設けられていないため、結局、事業者は手数料の支払いのために保健所窓口で手続きを行わなければならない、事業者にとっても、必ずしも利便性の向上に繋がっていない。

加えて、監視指導、食中毒、収去等にかかる事業者等と行政とのやり取りが紙媒体で行われていることから、事業者、行政ともに手間と時間がかかっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体の事務負担が大幅に軽減される。また、食品等事業者による営業の申請に加え、監視指導や食中毒等にかかる通知の受け取りや報告等行政とのやり取りの利便性も向上し、オンラインによる手続きがより増加することが見込まれる。

## 根拠法令等

食品衛生法第 28 条、第 55 条、第 57 条、食品衛生法施行規則第 37 条、第 67 条、第 70 条の 2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮城県、水戸市、群馬県、千葉県、文京区、墨田区、目黒区、大田区、練馬区、川崎市、相模原市、京都市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島市、下関市、高松市、福岡県、佐世保市、大分県、那覇市

○食品営業許可の申請は、食品衛生申請等システム（以下、「本システム」という。）を用いた電子申請を当県においても可能としているが、申請が煩雑で事業者自身が行うケースはほとんどなく、保健所担当職員が代理入力をしている状況である。また、当県で運用している営業許可台帳システム（以下、「県システム」という。）の既存データを本システムへ移行できないことから、全申請情報を本システムに入力する必要があり、業務負担増加の原因となっている。さらに、県システムにより独自管理していたデータについては、本システムの運用開始後も引き続き必要とされることから、本システムと県システムによる二重管理となり、業務が煩雑となっている。

○令和3年度から、営業許可等の申請手続等のオンライン化を目的として、厚生労働省の「食品衛生申請等システム」の運用が開始された。当自治体では従前より食品関係事業者情報は、当自治体独自の食品衛生システムで管理しているため、二重管理となり大変非効率的である。また、厚生労働省のシステムはオンライン申請をうたっているにもかかわらず、営業許可手数料の決済機能がないため、申請に際して事業者は保健所の窓口に来庁する必要があり、事業者の負担は必ずしも軽減されていない。また行政側も、必要書類に不備があった場合など、事業者とのやり取りが煩雑になり、事務作業の負担が生じている。さらに、このシステムでは、事業者の本社と営業所で重複して申請することが可能なため、誤申請してしまうケースも見受けられる。このような場合、修正作業が大変煩雑となっており、窓口業務の負担となっている。以上のことから、本来の食品衛生監視業務にも少なからず影響がでている。